

平成29年1月教育委員会定例会会議録

1 期 日 平成29年1月17日(火) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時15分

2 場 所 旭市役所海上支所3階会議室

3 出席委員 八木 雅之(委員長)
加藤 尚美(委員長職務代理者)
石毛 丈康
鏑木 俊一
埜田 哲雄(教育長)

4 出席職員

庶務課長	角田 和夫
学校教育課長	石見 孝男
生涯学習課長	高木 昭治
体育振興課長	加瀬 英志
庶務課副課長	多田 英子
学校教育課副課長	仲條 義治
学校教育課副課長	浪川 恭房
生涯学習課副課長	高木 健寿
生涯学習課副課長	西坂 良一
体育振興課副課長	宮内 博巳
学校教育課学務班主幹	鈴木 益実
庶務課庶務班副主幹	岡本 浩一

5 委員長開会宣言

6 会議録署名委員の指名 石毛 丈康委員 鏑木 俊一委員

7 教育長挨拶及び報告

- ・正月の松も取れましたが、本年もどうぞよろしく願いいたします。今年は酉年でありまして、飛躍の年あるいは変化の多い年と言われております。また、今年の初日の出は、雲の関係で若干遅れたところでありまして、待つことの大切さを感じたところでもあります。新年にあたり、教育委員会としても心ひとつとなり、みんなでより良いものを考え取り組んでいければと考えて

いるところであります。

- ・大変寒い時期になりまして、学校関係では、風邪、インフルエンザなどの流行に対する予防対策が大事な時期になっておりまして、中学校においては特に入試関係、そして、まだ先ではありますが小中学校の卒業式関連の指導につきまして色々取り組んでもらいたいと強く思っているところであります。よろしくお願ひいたします。
- ・それでは、報告に入らせていただきます。
- ・以下、資料により委員会報告及び行事予定を説明する。

8 議案

議案第14号 旭市海上キャンプ場の指定管理者に関する意見について

議案第15号 旭市立学校職員の人事評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱の制定について

【委員長】

- ・議案第14号を議題とする。
- ・議案第14号は、議会に対する意見の申出事項であるため「旭市教育委員会会議規則第8条第1項第4号」の規定により非公開とすることについて諮る。
- ・全会一致で非公開と決定し、職員の退席は求めない。

〈これより非公開〉

議案第14号 旭市海上キャンプ場の指定管理者に関する意見について

- ・議案第14号については、全会一致で承認する。

〈非公開を解く〉

【委員長】

- ・議案第15号を議題とする。

議案第15号 旭市立学校職員の人事評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱の制定について

【教育長】

- ・議案第15号の提案理由を述べる。

【学校教育課長】

- ・議案第15号について、補足説明をする。

《質疑》

【委員】

- ・実際に人事評価に係る苦情の申出がありましたか。
- ・また、県の要綱と微妙に表現が異なっているのはなぜですか。
- ・条文の中に「その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。」とありますが、もう定めてありますか。
- ・条文の中に「当該他法に基づく」と表記されているが、もっと易しい表現にできなかったのでしょうか。

【学校教育課長】

- ・苦情の申出はありません。今回の要綱の制定は、苦情の申出の機会を与えることが法令上求められているため制定するものであります。
- ・県の要綱を参考にして今回の要綱を策定いたしました。いくつか表現が違っているのは、法令審査会において指導を受けて策定したためであります。
- ・「委員長が別に定める。」につきましては、現在のところございません。
- ・「当該他法に基づく」との表記につきましても法令審査会によるものでございます。

【委員】

- ・旭市立学校職員の評価をする方は何人いるのでしょうか。また、最終評価者はどなたになるのでしょうか。

【学校教育課長】

- ・学校の中の管理職以外の職員につきましては、第一次評価者が副校長又は教頭、第二次評価者が校長となります。副校長、教頭につきましては、第一次評価者が校長、第二次評価者が教育長となります。校長につきましては、第一次評価者は教育長が指定する者となっております。現在のところ学校教育課長となっております。また、第二次評価者は教育長となります。

【委員】

- ・県は策定済みであります。他市の策定状況はどうなっていますか。
- ・苦情審査委員会のメンバーはどうなりますか。
- ・「調査員は、学校教育課職員を含む2名をもって充てる。」とありますが、1名はどのような方になりますか。
- ・苦情を申し立てて通らなかった場合に、更に上の県等に申し立てることがあるのでしょうか。

【学校教育課長】

- ・ 県は昨年の4月に制定しておりまして、本年度内には県内全ての市町村で整備する予定となっております。
 - ・ 苦情審査委員会は、庶務課長、学校教育課副課長、学校教育課学務班長及び指導班長の4名となります。
 - ・ 最低1名は学校教育課職員とする規定であり、現時点では2名とも学校教育課職員を考えております。
 - ・ 苦情が申し立てて通らなかった場合には、地方公務員法に基づきまして県の人事委員会に審査をお願いすることとなります。
- ・ 議案第15号については、全会一致で可決する。

9 その他

【生涯学習課長】

- ・ 旭市文化財保存修復事業補助金交付要綱について説明する。

【庶務課長】

- ・ 第2回教育長・教育委員研修会について説明する。
- ・ 退職校長会との懇親会について説明する。

【委員長】

- ・ 次回の教育委員会定例会は、2月21日（火）午後1時30分に開会することに決定する。

10 委員長閉会宣言